## 主 文 本件抗告を棄却する。 理 由

抗告代理人は原決定を取消す、本件異議申立を却下するとの決定を求め其の抗告 理由は原決定は法律の解釈を誤りたる不法があると言うの外別に陳述するところは ない。

仍て審理するに相手方が原審に提出した公証人A作成第五五五九八号根抵当権設定契約公正証書正本によれば右公正証書には、

- (一) 抗告人はBに繊維類を売渡し、Bは品物を買受けた都度抗告人に対し六十日満期の約束手形を振出し右期日に之が支払を為すか又は抗告人の承諾を得て右手形の書替を為すこと、
  - (二) Bの抗告入に対する買受代金債務の極度額を二百万円と定める、
- (三) Bは抗告人に対し現在及将来に於て負担する代金債務の支払を担保する 為め担保提供者相手方所有に係る不動産上に根抵当権を設定した、
- (四) Bは左の場合には期限の利益を失い何等の手続を要しないて直に全債務を完済すること、
  - (イ) 本契約各条須の一にても違背したとき、
- (ロ) 他の債務の為め差押、仮差押、仮処分を受け又は競売、破産、和議の申立があつたとき、
  - (ハ) 本債権を侵害し其の他抗告人の信認を欠くような行為のあつたとき、
- (五) 本件に於てはBが債務不履行の際は其の債務額は一応限度額に達しているものと看做し之が支払を為すことを要し其の支払を受ける為めに抗告人がB及相手方に対し直に強制執行を為すもB及相手方に於て異議なく、永田茂登治及相手方は後日精算の結果過払があつたときは之が返還を受くることを得るに止まり損害賠償の請求を為すことを得ない、
- (六) 相手方は本契約から生ずる一切の債務を保証し、Bと連帯して其の債務を履行することを約諾した、との記載がある。

(裁判長裁判官 中島奨 裁判官 白木伸 裁判官 県宏)